

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 規	次— 則	ページ
○福岡市事務分掌規則等の一部改正 (第22号) .....		1

---

規	則
---	---

---

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第22号

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(福岡市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 福岡市事務分掌規則 (平成17年福岡市規則第14号) の一部を次のように改正する。

「行政マネジメント課

第 2 条 第 3 項 中

行政マネジメント係	を	「サービスデザイン課
公正職務推進室		組織定数課
公正職務推進係		」に、

「DX戦略部

ICTガバナンス課

「DX戦略部」を 管理係 に改め、「管理係」、「情報インフラ整

ICTガバナンス係

情報インフラ整備係」

備係」及び「データ活用推進課」を削り、「サービスデザイン課」を「 AI活用推進

「 給与支給第 1 係	「	人事係
給与支給第 2 係		人事企画係

係」に、 人事第 1 係 を 服務課 に改め、「組織定数課」を削り、

人事第 2 係	を	服務指導係
人事第 3 係		職場適正係

人事第 4 係 」 公正職務推進係」

「給与制度係  
 「給与制度係」を 給与支給第1係 に改め、同条第4項中  
 給与支給第2係」  
 「債権管理推進係  
 「債権管理推進係」を ふくおか応援寄付推進課 に、「施設第4係」を  
 事業運営係  
 事業企画係 」  
 「施設第4係 「防災企画課  
 施設第5係」 に改め、同条第5項中 「防災企画課 を 企画調整係 に改め、  
 企画調整係」 を 広報啓発係」  
 「連携推進係」を削り、同条第7項中 「生活福祉係 「政策推進係  
 生活支援係」 を 生活福祉係」 に改め、同条第  
 9項中 「企画調整係 「企画調整係  
 啓発係」 を 脱炭素生活推進係 に改め、「公共施設係」を削り、  
 公共施設係」  
 「環境監理部 「環境共生部  
 環境調整課」 を 自然共生課」 に、「計画課」を「資源循環計画課」に改め、同  
 条第10項中「政策調整課」を「経済政策課」に改め、「事業調整係」を削り、「商店街  
 「創業支援課  
 創業支援係  
 創業推進係  
 創業・大学連携課  
 創業拠点係  
 産学連携係  
 大学連携係  
 企業連携課  
 第1係  
 第2係  
 グローバルスタートアップ推進課」  
 「地域観光推進課  
 歴史文化連携係  
 観光資源活用係 を削り、「文化まつり振興部」を「文化・アート振興部」に改め、  
 観光拠点推進係  
 クルーズ課  
 クルーズ係」

「文化推進係」を削り、「文化施設係」を「文化施設係  
まつり振興部」に改め、「史跡整備

活用係」を削り、「営業・企画係」を「営業・企画係  
投票管理係」に、

「建築係  
設備係  
開催運営課  
業務係  
整備係  
警備係」を「施設運用課  
施設運用係  
整備係  
建築係  
設備係」に改め、同条第11項中「担い手育成係」を

「担い手育成係  
農地係」に改め、同条第12項中「補償係」を「補償・調整係」に、「財産・霊

「共働係  
啓発係  
動植物園課  
総務係  
企画経営係  
施設係」を「用地管理係」に、「共働係  
啓発係」を

「港湾企画課  
物流企画係  
クルーズ企画係  
クルーズ誘致係」を「旅客振興課  
企画係  
振興係  
受入係」に、「港営第3係」を「物流企画係」に、

「事業推進課  
再整備計画係  
施設計画係  
事業計画係」を「事業計画係」に、「調査政策係」を「調査政策係  
造園係」に、

「整備第2係」を「整備第2係  
基盤調整係」に、「アイランドシティ事業部」を

「事業調整部  
事業調整課  
調整第1係  
調整第2係  
調整第3係  
施設調整課  
施設第1係  
施設第2係」を「計画調整課  
計画調整係  
基盤第1係  
基盤第2係  
開発調整係」に改め、

第7条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第3項に次の1号を加える。

(7) 行政手続制度に関すること。

第7条第4項及び第5項を次のように改める。

4 サービスデザイン課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 業務改善に関すること。

5 組織定数課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 行政組織及び事務分掌に関すること。

(2) 職員の定数に関すること。

(3) 外郭団体に関すること。

(4) 指定管理者制度に関すること。

(5) 行政運営プランに関すること。

(6) 行政評価に関すること。

(7) 職務権限に関すること。

第8条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項を削り、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

I C Tガバナンス課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) I C Tガバナンスの推進に関すること。

(2) 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

(3) 情報ネットワークの運用及び構築に関すること。

(4) インフラ共通基盤システムの運用及び構築に関すること。

(5) 全庁OAシステムの保守及び開発に関すること。

(6) 当該部の予算及び決算に関すること。

第8条第4項第2号を次のように改める。

(2) 官民データの活用推進に関すること。

第8条第4項に次の5号を加える。

(3) データ連携基盤の整備推進に関すること。

(4) 社会保障・税番号制度の調整に関すること。

(5) 行政手続オンライン化の推進に関すること。

(6) 地域情報化に係る調整及び推進に関すること。

(7) A Iの活用推進に係る企画及び調整に関すること。

第8条第5項を削る。

第11条第1項第3号中「分限、服務、賞罰」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、服務課の所管に係るものを除く。

第11条第1項第4号を次のように改める。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条の規定に基づく財務事務等の適正実施の推進に関すること。

第11条第1項中第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号を第6号とし、同条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 服務課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の分限、服務、賞罰その他身分に関すること。
- (2) 職員賞罰分限審議会及び職員懲戒審査委員会に関すること。
- (3) コンプライアンスの推進及び公務員倫理に関すること。
- (4) 職員の勤務時間、休暇制度等の運用に関すること。
- (5) 職員の勤務成績向上に関すること。
- (6) 職員相談サポートライン（内部公益通報）に関すること。
- (7) ハラスメントに関すること。
- (8) 地方自治法第150条の規定に基づく財務事務等の適正実施の評価に関すること。
- (9) 地方自治法の規定に基づく監査措置通知に関すること。
- (10) 会計検査院が実施する検査に係る主管課及び受検課との連絡調整に関すること。

第11条第5項第1号中「職員の給与」を「職員の給与の基準及び運用」に改める。

第15条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 ふくおか応援寄付推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) ふくおか応援寄付の推進に関すること。

第16条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 市税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、軽油引取税交付金及び国有提供施設等所在市助成交付金（以下「交付金等」という。）に係る収入の見積り及び決算に関すること。

第16条第2項第1号中「納税貯蓄組合」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については課税企画課の所管に係るものを除く。

第16条第2項第4号中「県民税」を「県民税、森林環境税」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 納税貯蓄組合に関すること。

第16条第3項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に係る企画及び指導に関すること。

第16条第4項第3号中「県民税」を「県民税、森林環境税」に改め、同項第5号を削り、同項第6号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については区役所市民部課税課の所管に係るものを除く。

第16条第4項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第5項第1号及び第6項第1号中「・県民税」を「・県民税・森林環境税」に改める。

第20条第2項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該局の事業に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第20条第2項に次の1号を加える。

(7) 行政事務センターに関すること。

第20条第3項第8号中「個人番号カード交付事務」を「個人番号カード交付等事務」に改め、同項第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 福岡市マイナンバーカード臨時交付センター及び郵便局における公的個人認証に係る電子証明書更新等事務に関すること。

(10) 福岡市マイナンバーカード臨時交付センター及び郵便局における個人番号カードの交付事務に関すること。

第22条の2第1項中第10号を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 防災意識の普及啓発に関すること。

(4) 帰宅困難者対策に関すること。

第22条の2第3項第1号中「防災意識の普及啓発」を「避難所環境」に改め、同項第2号中「避難対策」を「避難支援」に改め、同項第3号中「地域の防災力向上」を「地域防災活動」に改める。

第28条第2項第4号中「協働」を「共働」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該局の広報に係る局内の総合的な調整に関すること。

第29条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 社会福祉法に基づく法人の指導（私立保育所、家庭的保育事業等及び認定こども園に係る法人に限る。）及び指導監督（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターに係る法人に限る。）に関すること。

(2) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく施設及び事業者の指導（保育所、家庭的保育事業等、認定こども園及び施設給付を受ける幼稚園に係るものに限る。）並びに児童福祉法に基づく施設の指導監督（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターに係るものに限る。）に関すること。

第29条第3項第3号ただし書を削り、同項第6号を次のように改める。

(6) 社会福祉法に基づく法人の定款の変更（私立保育所、家庭的保育事業等及び認定こども園に係るものに限る。）に関すること。

第29条第5項第1号中「以下この項において同じ。」を削り、同号ただし書中「及び福祉局」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号ただし書中「ただし」の次に「、局内の他の部」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第6項第1号中「限る」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法に基づく入所及び通所に係る給付に関すること。

第31条の2第2項第4号ただし書を削る。

第31条の3第2項第5号を次のように改める。

(5) 社会福祉法に基づく施設の届出、認定及び指導（生活保護に係るものに限る。）に関すること。

第31条の3第3項第10号中「法人」の次に「（福岡市社会福祉協議会に限る。）」を加え、同号ただし書を削り、同条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第32条第3項第1号を次のように改める。

(1) 高齢者乗車券に関すること。

第32条第3項第3号を次のように改める。

(3) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。

第32条第3項第5号を次のように改める。

(5) 当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

第32条第3項第8号を次のように改める。

(8) 高齢者の就業支援に関すること。

第32条第4項第1号中「法人」の次に「（老人福祉施設等の運営を主たる事業とする法人に限る。）」を加え、同号ただし書及び同項第6号を削り、同項第7号中「法人」の次に「（老人福祉施設及び障害者支援施設等の運営を主たる事業とする法人のほか、福岡市社会福祉協議会及び福岡いのちの電話に限る。）」を加え、同号ただし書を削り、同号を同項第6号とする。

第33条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 市町村障害者計画及び市町村障害者福祉計画に関すること。

(4) 障がい者フレンドホーム、障がい者スポーツセンター、心身障がい福祉センター、点字図書館、障がい者生活・就労支援施設の管理運営に関すること。

第33条第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同項第11号中「知的障害者福祉法」の次に「（昭和35年法律第37号）」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和25年法律第123号）」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

第33条第1項中第16号を削り、第17号を第15号とし、同条第2項第1号中「障害者総合支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 身体障害者手帳及び療育手帳の交付に関する事。ただし、障がい者更生相談所が所管する認定及び判定に関するものを除く。
- (5) 補装具の支給に関する事。ただし、障がい者更生相談所が所管する判定に関するものを除く。

第33条第2項第10号中「身体障害者福祉法等」を「当該課所掌事務」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第11号とし、同項中第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 日常生活用具の給付に関する事。

第33条第3項第2号中「法人」の次に「(障害者支援施設等の運営を主たる事業とする法人に限る。)」を加え、同号ただし書を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 地域活動支援センターの指導及び助成に関する事。

第33条第3項第4号を削り、同項第5号中「就労」の次に「及び障がい者就労支援センターの管理運営」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号中「身体障害者福祉法等」を「当該課所掌事務」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第5号とする。

第35条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 保健医療行政に係る区役所保健福祉センターとの総合的な連絡調整に関する事。

第35条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 健康づくりの推進に関する事。ただし、Fitness Cityプロジェクト及びアプリを活用した健康行動促進事業に係るものに限る。

第35条の2第2項第1号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療政策課の所管に係るものを除く。

第38条第1項中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 市役所業務に係る温暖化対策の推進に関する事。

第38条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 温暖化対策(家庭部門に限る。)に係る事業の推進に関する事。

第38条第2項第1号中「温暖化対策」の次に「(業務部門に限る。)」を加え、同項第4号を次のように改める。

- (4) 地域脱炭素の推進に関する事。

第39条の見出し中「環境監理部」を「環境共生部」に改め、同条第1項中「環境調整課」を「自然共生課」に改める。

第40条第1項中「計画課」を「資源循環計画課」に改める。

第43条第2項中「政策調整課」を「経済政策課」に改め、同項第1号を次のように改

める。

(1) 当該局の事業に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第43条第2項第5号中「関する広報」を「係る広報」に改め、「並びに法務」を削り、同条第3項第10号ただし書中「政策調整課」を「経済政策課」に改める。

第44条第1項中「創業支援課」を「創業推進部」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 創業拠点の形成に関すること。

第44条第1項に次の10号を加える。

(4) 産学連携の推進に関すること。

(5) 産学連携交流センターの運営に関すること。

(6) 大学連携の推進に関すること。

(7) 九州大学学術研究都市推進機構との連絡調整に関すること。

(8) 公民連携ワンストップ窓口mirai@の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(9) 民間提案の実現に向けた調整に関すること。

(10) 海外スタートアップ拠点との連携に関すること。

(11) 外国人起業家向けワンストップ支援窓口の運営に関すること。

(12) スタートアップビザの運用に関すること。

(13) スタートアップの海外展開支援に関すること。

第44条第2項から第4項までを削る。

第46条中第3項及び第4項を削り、第5項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 観光と市民生活の調和促進に関すること。

第46条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

観光コンベンション部（観光産業課、観光マーケティング課及びMICE推進課を除く。）の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 地域資源等の活用に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(2) エリアごとの観光振興に関すること。

(3) 文化財の観光への活用に関すること。

(4) 観光拠点の推進に関すること。

(5) クルーズ船観光客等の受入調整に関すること。

(6) 観光バスの受入環境整備に関すること。

第46条の2の見出し中「文化まつり振興部」を「文化・アート振興部」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 芸術及び文化の振興及び普及（市民ホール、福岡サンパレス、博多座及び音楽・演劇練習場に係るものに限る。）に関すること。

第46条の2第2項第3号中「市民会館」を「市民ホール」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 文化団体との連絡（市民ホール、福岡サンパレス、博多座及び音楽・演劇練習場に係るものに限る。）に関する事。

第46条の2第3項及び第4項を削る。

第46条の3を第46条の4とし、第46条の2の次に次の1条を加える。

（まつり振興部の所掌事務）

第46条の3 まつり振興課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。  
(2) 祭り振興に関する事。

2 屋台課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 屋台の効用の活用に関する事。

第48条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 勝舟投票券の発売及び払戻に関する事。  
(4) 当該部所管に係る財産の取得、管理及び処分に関する事。

第48条第2項中「開催運営課」を「施設運用課」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 競艇場の秩序及び環境の維持に関する事。  
(2) 施設の維持管理及びアセットマネジメント計画に関する事。  
(3) ポート及びモーターの管理に関する事。

第50条第3項第11号を削り、同条第4項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第54条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 都市計画法に基づく都市計画道路の計画及び建築制限関連事務（都市計画事業の事業施行期間に係るものを除く。）に関する事。

第56条第4項第4号中「計画の届出、適合判定等」を「適合性判定、性能向上計画認定」に改め、同条第6項第1号ただし書を削り、同項第6号中「許可、検査等」を「許可及び検査等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 盛土等審議会に関する事。

第60条の2に次の1項を加える。

2 動植物園課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 南公園の管理及び動植物園の運営に関する事。  
(2) 動植物園の経営及び企画・広報に関する事。  
(3) 動物園の整備計画及び工事の施行に関する事。  
(4) 動植物園の再整備計画及び工事の施行に関する事。  
(5) 動植物園課、動物園及び植物園の所掌事務に係る3課の連絡調整に関する事。

第64条第5項第4号ただし書を削る。

第65条第2項第1号キ中「アンダーパス等」を「アンダーパス」に改め、同条第4項第1号中「東区及び博多区の区域」を「都心部下水道主要施設再構築プラン」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げるもの以外の下水道管きよ及び水路(公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。)に係る工事の施行に関する事(東区及び博多区の区域に係るものに限る。)

第65条第5項第1号に次のただし書を加える。

ただし、都心部下水道主要施設再構築プランに係るものを除く。

第67条第1項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 水処理センター、ポンプ場等の省エネルギー及び創エネルギーに関する事。

第69条第3項第1号中「取得」の次に「(寄附、無償譲与又は交換によるものを除く。)」を加え、同号ただし書及び同項第2号ただし書を削り、同条第4項第1号中「取得」の次に「(寄附、無償譲与又は交換によるものを除く。)」を加え、同号ただし書を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第5項第1号中「取得」の次に「(寄附、無償譲与又は交換によるものを除く。)」を加え、同号ただし書を削る。

第71条第1項第1号ただし書を削る。

第72条第2項中「港湾企画課」を「旅客振興課」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 旅客船の受入れに係る企画に関する事。

(2) 旅客船の振興に関する事。

(3) クルーズ船に係る港湾施設利用に関する事。

第72条第2項第4号及び第5号を削り、同条第3項第4号を次のように改める。

(4) コンテナターミナル運営の企画に関する事。

第72条第3項に次の2号を加える。

(5) 博多港ふ頭株式会社との連絡調整に関する事。

(6) 港湾運営会社に関する事。

第73条第1項第5号を次のように改める。

(5) 港湾及び海岸の事業の企画、予算及び調整に関する事。

第73条第2項を削り、同条第3項に次の2号を加える。

(5) アイランドシティはばたき公園の基本計画及び整備等の調整に関する事。

(6) アイランドシティはばたき公園の使用及び管理に関する事。

第73条中第3項を第2項とする。

第74条第1項第2号ただし書、同項第3号ただし書、同条第2項第1号ただし書及び

同項第 2 号ただし書を削り、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 港湾施設及び海岸保全施設の新設改良に係る土木工事の施行に関する事。ただし、東部建設課の所管に係るものを除く。

第74条第 3 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 4 項第 2 号中「計画」の次に「、調整」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) アイランドシティ整備事業の基盤施設の基本計画に関する事。

第76条を次のように改める。

(事業調整部の分掌事務)

第76条 事業調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌する事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (2) 中央ふ頭及び博多ふ頭の再整備に係る総合的な調整等に関する事。
- (3) 中央ふ頭及び博多ふ頭の人流機能に係る基盤計画の調整等に関する事。
- (4) 部内の他の課の主管に属しない事。

2 施設調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 中央ふ頭及び博多ふ頭の人流機能に係る施設計画の調整等に関する事。

3 事業管理課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) アイランドシティ整備事業に係る進行管理及び調整に関する事。
- (2) アイランドシティ整備事業に係る収支計画に関する事。
- (3) アイランドシティみなとづくりエリアの推進に関する事。
- (4) アイランドシティまちづくりエリアの推進に関する事。

第93条第 4 項中「データ活用推進係長」を「サービスデザイン係長、組織定数係長」に改め、「サービスデザイン係長」、「組織定数係長」及び「海外連携係長」を削る。

第96条中「地域包括ケア推進係」を「地域包括ケア推進係  
高齢者権利擁護係」に改める。

第97条中「地域包括ケア推進係」を「地域包括ケア推進係  
高齢者権利擁護係」に改める。

「地域整備課

事業調整係

整備第 1 係

整備第 2 係

道路下水道維持係

「管理調整課

管理第 1 係

管理第 2 係

公園係

自転車対策係

第98条中 管理調整課 を 屋台対策係 に、「地域包括ケア推進

管理第 1 係

管理第 2 係

公園係

地域整備課

事業調整係

整備第 1 係

自転車対策係 整備第2係  
屋台対策係 」 道路下水道維持係  
「地域包括ケア推進係  
係」を 高齢者権利擁護係」に改める。

第99条中「地域包括ケア推進係」を「地域包括ケア推進係  
高齢者権利擁護係」に改める。

第100条中「市民税係」を「市民税第1係  
市民税第2係」に、「地域包括ケア推進係」を  
「地域包括ケア推進係  
高齢者権利擁護係」に改める。

第101条中「地域包括ケア推進係」を「地域包括ケア推進係  
高齢者権利擁護係」に改める。

第102条中「防災・安全安心室」を「防災・安全安心室  
防災・安全安心係」に、「地域包括ケア推進  
係」を「地域包括ケア推進係  
高齢者権利擁護係」に改める。

第107条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第107条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関すること。

第109条第1項第2号中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加え、同条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。

第112条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第112条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関すること。

第114条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。

第114条第7項第2号を次のように改める。

(2) 生活困窮者自立支援法第3条第2項第1号に基づく住所不定者への生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

に係るものに限る。)

第116条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第3号中「行政改革」を「区政運営」に改め、同条第3項に次の1号を加える。

(8) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。

第117条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第117条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関する事。

第118条第2項を削り、同条第1項第1号中「県道及び市道（臨港地区内を除く。以下この条において「道路」という。）」を「道路」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。

(2) 県道及び市道（臨港地区内を除く。以下この条において「道路」という。）、河川、水路、治水池等の使用、占用並びに境界確定に関する事。

(3) 下水道及び水路の敷地の寄付採納（公共下水道事業計画認可区域外のものに限る。）に関する事。

(4) 公園（霊園、南公園、舞鶴公園、小戸公園、東平尾公園、西部運動公園、友泉亭公園、花畑園芸公園、今津運動公園、桧原運動公園、生の松原海岸森林公園、アイランドシティ中央公園、青葉公園、西南杜の湖畔公園及びかなたけの里公園を除く。次号において同じ。）及び緑地（楽水園、月隈北緑地及び松風園を除く。次号において同じ。）の占用、使用（スポーツに係る有料公園施設の使用を除く。）及び境界確定に関する事。

(5) 公園、緑地等の維持管理に関する事。

(6) 公園、緑地等の施設の改良に係る工事（軽微なものに限る。）の施行に関する事。

(7) 児童広場に関する事。

(8) 地域交流広場の維持管理に関する事。

(9) 放置自転車の処理に関する事。

(10) 自転車駐車場の維持管理に関する事。

(11) 屋台の適正化に関する事。

(12) 水防に関する事。ただし、軽微なものに限る。

(13) 部内の他の課の主管に属しない事。

第119条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第

4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。  
第121条第4項第5号を削る。

第122条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第122条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関すること。

第124条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。  
第127条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第127条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関すること。

第129条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。  
第132条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第132条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関すること。

第134条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。  
第137条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、閲覧については、課税課の所管に係るものを除く。

第137条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 名寄帳、地番現況図及び固定資産税路線価図の閲覧に関すること。

第139条第4項第2号中「地域包括支援センター」の次に「の支援」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 養護者による高齢者虐待の防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護に関すること。  
第145条の2を削る。

第150条第1項及び第2項並びに第151条第3項中「係長、主査又は別表第5の2に掲げる職名の係長」を「係長又は主査」に改める。

第157条第3項の表環境局環境監理部の項中「環境監理部」を「環境共生部」に改める。

第159条第1項中 「自立支援係  
心理相談係」 を 「自立支援係  
心理相談第1係  
心理相談第2係」 に、「支援第2係  
心理相談係」 を

「支援第2係

支援第3係 に改める。

心理相談係」

第159条第2項こども相談企画課の分掌事務第5号を次のように改める。

(5) 子どもに係る相談の受付及び振分に関すること。

第159条第2項こども相談企画課の分掌事務第7号を次のように改める。

(7) 区役所が実施する子ども及び虐待防止に係る業務支援に関すること。

第159条第2項こども支援第1課の分掌事務第1号ただし書を次のように改める。

ただし、こども支援第2課の所管に係るものを除く。

第159条第2項こども支援第1課の分掌事務に次の1号を加える。

(4) 児童養護施設等の入退所調整に関すること。

第159条第2項こども支援第2課の分掌事務第1号ただし書を次のように改める。

ただし、こども支援第1課の所管に係るものを除く。

第160条の2第2項健康危機管理課の分掌事務第2号中「健康危機管理」を「感染症に係る健康危機管理」に改め、同項同課の分掌事務第3号から第9号までを次のように改める。

(3) 感染症発生動向の公表・広報に関すること。

(4) 予防接種の実施に関すること。

(5) 保健統計に関すること。

(6) 保健所運営協議会に関すること。

(7) 保健所安全衛生委員会に関すること。

(8) 保健所における統括保健師の選任に関すること。

(9) 保健センターとの総合的な連絡調整に関すること。ただし、こども未来局の所管に係るものを除く。

第160条の2第2項健康危機管理課の分掌事務に次の1号を加える。

(10) 栄養の改善に関すること。

第160条の2第2項感染症対策課の分掌事務第1号を次のように改める。

(1) 感染症に係る健康危機管理に関すること（相談・患者対応、医療・検査体制の構築に係るものに限る。）。

第160条の2第2項感染症対策課の分掌事務第2号中「医療」を「まん延防止」に改め、同項精神保健・難病対策課の分掌事務第4号を削る。

第187条第1項中「運営係」を「運営係  
企画普及係」に改める。

第188条第1項中「庶務係」及び「施設係」を削り、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 動物園の動物の飼育管理、展示、種の保全及び教育普及に関すること。

第188条第2項第2号を削る。

第189条第1項中「企画広報係」を削り、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 南公園の管理に関すること。

別表第1を次のように改める。

別表第1

所 属		課 長		係 長	
		職 名	数	職 名	数
総務企画局	企画調整部	企画課長	10	企画係長	13
	東京事務所	次長	2	調整係長	4
経済観光文化局	創業推進部	創業課長	4	創業係長	13
	観光コンベンション部	地域観光推進課長	2	地域観光推進係長	5

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

所 属	職 名	担 当 事 務	数
市長室秘書課	市長秘書	市長の秘書に関する事務	1
	秘書	秘書課長が指定する事務	4
総務企画局	理事	総務企画局長が指定する事務	1
総務企画局行政部法制課	法制係長	法制課長が指定する事務	3
総務企画局行政部サービスデザイン課	サービスデザイン係長	サービスデザイン課長が指定する事務	3
総務企画局行政部組織定数課	組織定数係長	組織定数課長が指定する事務	4
総務企画局DX戦略部システム刷新課	システム刷新係長	システム刷新課長が指定する事務	6
総務企画局DX戦略部DX戦略課	DX戦略係長	DX戦略課長が指定する事務	4

総務企画局国際部多文化共生課	多文化共生係長	多文化共生課長が指定する事務	3
総務企画局国際部国際交流課	国際交流係長	国際交流課長が指定する事務	2
総務企画局国際部アジア連携課	アジア連携係長	アジア連携課長が指定する事務	2
総務企画局人事部職員健康課	産業医	産業医に関する事務	1
財政局	理事	財政局長が指定する事務	1
財政局財政部財政調整課	財政調整係長	財政調整課長が指定する事務	9
財政局税務部特別滞納整理課	特別整理係長	特別滞納整理課長が指定する事務	3
財政局アセットマネジメント推進部大規模施設調整課	調整係長	大規模施設調整課長が指定する事務	3
市民局	理事	市民局長が指定する事務	2
子ども未来局	理事	子ども未来局長が指定する事務	1
子ども未来局子育て支援部指導監査課	指導監査係長	指導監査課長が指定する事務	2
子ども未来局子育て支援部保育支援課	認可外保育施設係長	保育支援課長が指定する事務	2
保健医療局	理事	保健医療局長が指定する事務	1
経済観光文化局	理事	経済観光文化局長が指定する事務	1
経済観光文化局投資交流推進部企業誘致課	企業誘致係長	企業誘致課長が指定する事務	2
経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財課	主任文化財主事	埋蔵文化財課長が指定する事務	6
住宅都市みどり局	理事	住宅都市みどり局長が指定する事務	2
道路下水道局	理事	道路下水道局長が指定する事務	1
港湾空港局	理事	港湾空港局長が指定する事務	2

別表第 3

## 1 特命担当の部長

所	属	特命事項	数
---	---	------	---

総務企画局	行政部	サービスデザイン	1
総務企画局		働き方DX推進	1
総務企画局	企画調整部	国家戦略特区等推進	1
		事業調整	1
総務企画局		水資源対策	1
住宅都市みどり局	都市計画部	交通ネットワーク	1
	九大まちづくり推進部	イノベーション推進・Smart EAST	1

2 特命担当の課長

所 属		特 命 事 項	数	
総務企画局	行政部 法制課	審理員	1	
総務企画局		働き方DX推進	7	
		水資源対策	1	
財政局	税務部	税務システム刷新	1	
市民局	総務部	区庁舎	1	
	生活安全部	事業調整	1	
	防災・危機管理部	防災企画課	危機管理	1
	防災・危機管理部		計画	1
	防災・危機管理部	防災推進課	訓練企画	1
こども未来局	こども政策部	事業企画	1	
	子育て支援部	指導監査課	保育指導等	1
福祉局	総務企画部	福岡100推進	1	
	ユマニチュード推進部	事業推進	1	
環境局	脱炭素社会推進部	環境経営推進	1	
経済観光文化局	新産業振興部	水素推進	1	
	投資交流推進部	国際金融機能誘致	1	
	観光コンベンション部	MICE施設整備	1	
	文化・アート振興部	アートのまちづくり推進	1	
		魅力向上検討	1	

農林水産局	総務農林部	農業振興・イノシシ等対策	1
	水産部	海業推進	1
住宅都市みどり局	都市計画部	交通ネットワーク	2
	地域まちづくり推進部	大規模民間開発調整	1
	都心創生部	ウォーターフロントまちづくり推進	2
	九大まちづくり推進部	イノベーション推進・Smart EAST	1
	一人一花推進部	フラワーショー	1
港湾空港局	総務部	財産活用	1

3 主査

所 属		特 命 事 項		数
市長室	広報戦略室	広報戦略課	シティプロモーション	1
		広報課	情報プラザ	1
		報道課	情報収集	1
総務企画局	行政部	法制課	行政不服審査統括	1
			審理員	1
総務企画局			働き方DX推進	3
総務企画局	DX戦略部	情報システム課	標準化	1
総務企画局			水資源対策	1
総務企画局	国際部	国際政策課	アジア太平洋都市サミット	5
		国際交流課	姉妹都市交流	1
			国際交流推進	1
財政局	財産有効活用部	財産管理課	本庁舎改修	1
	税務部		収滞納システム	1
			所得課税システム	1
			資産課税システム	1
	税務部	納税企画課	徴収マネジメント	1
アセットマネジメント推進部	設備課	防災設備整備	1	
市民局	総務部		区庁舎	1

	総務部	区政推進課	政策調整	1
			業務効率化	1
			行政事務センター	1
		戸籍住民課	事業推進	1
			町界町名整理	1
			マイナンバーカード交付センター	1
	コミュニティ推進部	公民館支援課	公民館等事業調整	1
		生涯学習課	社会教育	1
		コミュニティ施設整備課	地域交流センター調整	1
	地域交流センター整備		1	
	生活安全部		事業調整	1
			環境整備	1
	防災・危機管理部		計画	2
	防災・危機管理部	防災推進課	訓練企画	1
地域防災課		避難所環境改善	1	
スポーツ推進部	スポーツ施設課	事業調整	1	
男女共同参画部	男女共同参画課	女性相談支援	2	
こども未来局	こども政策部	こども健全育成課	若者支援	1
	こども政策部		事業企画	1
	こども健やか部	こども家庭課	こどもの見守り等	2
			こども健やか課	事業推進
		こども健やか課	母子保健システム	1
			相談体制等強化	1
	子育て支援部	運営支援課	子ども子育て支援システム	1
		事業調整課	保育所多機能化	1
		保育支援課	受入施設拡充調整	1
		こども発達支援課	相談支援推進	1
		支援調整	1	
福祉局	総務企画部		福岡100推進	1
	ユマニチュード推進部	ユマニチュード推進課	国際展開推進	1
		認知症支援課	活躍推進	1

		ユマニチュード推進部	事業推進	1
	生活福祉部	保護課	追加給付	1
		地域共生課	地域活動支援	1
		地域包括ケア推進課	普及展開	1
	高齢社会部	介護保険課	認定審査	1
			重度化防止推進	1
			介護保険システム刷新	1
		事業者指導課	指導調整	1
	障がい者部	障がい企画課	工賃向上	1
			支援調整	1
			障がい者スポーツセンター検討	1
保健医療局	総務企画部	保健医療政策課	事業推進	1
			病院事業課	市民病院あり方検討
				市民病院施設検討
	健康医療部	地域医療課	災害医療	1
		地域保健課	事業調整	1
			地域保健推進	1
	生活衛生部	生活衛生課	葬祭場整備	1
			動物愛護管理センター将来構想検討等	1
環境局	環境政策部	環境政策課	福岡方式普及促進	1
	脱炭素社会推進部		環境経営推進	1
			計画改定	1
	脱炭素社会推進部	脱炭素事業推進課	地域脱炭素推進	1
	環境共生部	自然共生課	生物多様性	1
	循環型社会推進部	資源循環計画課	プラスチック分別収集導入	1
		ごみ減量推進課	事業調整	1
施設部	施設課	福岡方式技術指導	1	
経済観光文化局	新産業振興部	新産業振興課	半導体関連産業振興	1
	新産業振興部		水素推進	1

			モビリティ推進	1
			基盤計画	1
			設備計画	1
	投資交流推進部	企業誘致課	外国企業誘致	1
	投資交流推進部		国際金融機能誘致	1
			国際金融機能強化	1
	観光コンベンション部	観光マーケティング課	広域観光促進	1
	観光コンベンション部		MICE施設整備	3
	文化・アート振興部		アートのまちづくり推進	2
	文化・アート振興部	文化施設課	大規模修繕	1
	文化・アート振興部		魅力向上施設検討	1
			魅力向上運営検討	1
	文化財活用部	史跡整備活用課	福岡城跡等復元整備	1
			福岡城天守調査	1
	ボートレース事業部	経営企画課	ボートレースパーク化推進	1
			競技棟建替	1
農林水産局	総務農林部	政策企画課	農山漁村活性化	1
	総務農林部		農産	1
			園芸・畜産	1
			イノシシ等対策	1
	総務農林部	森づくり推進課	木材利用促進	1
	水産部	水産振興課	養殖推進	1
			漁港管理	1
		漁港課	海づり公園整備調整	1
	水産部	計画		1
		推進		1
住宅都市みどり局	総務部	企画課	事業推進	1
	都市計画部	交通計画課	事業調整	1
	住宅部	建替・改善課	雑排水管改修	1
		住宅建設課	用地整備	1
		住宅運営課	入居制度等検討	1

地域まちづくり推進部	地域計画課	七隈線沿線まちづくり	1	
	都市景観室	案内サイン等検討	1	
	跡地計画課	博多部まちづくり	1	
	地域まちづくり推進部		大規模民間開発調整	1
	都心創生部	都心事業推進課	都市再生事業	1
	九大まちづくり推進部	Smart EAST基盤計画課	環境対策調整	1
	九大まちづくり推進部		イノベーション推進・Smart EAST	3
	みどり推進部	みどり整備課	プロジェクト推進	1
	一人一花推進部		フラワーショー	4
一人一花推進部	動植物園課	再生事業	1	
道路下水道局	総務部	政策調整課	国際展開推進	1
	管理部	下水道管理課	排水指導	1
	計画部	道路計画課	混雑緩和	1
		下水道計画課	下水道主要施設再構築	1
	建設部	中部下水道課	合流改善	1
	下水道施設部	施設調整課	土木アセットマネジメント	1
港湾空港局	総務部		財産活用	1
	港湾振興部	港営課	施設老朽化対策	1
			港湾施設適正利用推進	1
	港湾計画部	計画課	事業調整	1
			カーボンニュートラルポート形成	1
		みなと環境政策課	環境対策	1
	港湾建設部	施設課	ガイダンスセンター	1
船舶建造			1	

別表第 4 中「データ活用推進係長」を「サービスデザイン係長、組織定数係長」に改め、「サービスデザイン係長」、「組織定数係長」及び「海外連携係長」を削る。

別表第 5 2 主査の表を次のように改める。

2 主査

所 属	特 命 事 項	数
-----	---------	---

東区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	納税課	証明サービスコーナー	1
		市民課	証明サービスコーナー	1
			住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
保健福祉センター		集約業務	1	
博多区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	納税課	証明発行コーナー	1
		市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
	保健福祉センター		集約業務	1
中央区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	納税課	証明サービスコーナー	1
		課税課	都心部評価	1
		市民課	証明サービスコーナー	1
			住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
	保健福祉センター		集約業務	1
南区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
	保健福祉センター		集約業務	1
	城南区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進
市民部		市民課	住民基本台帳審査事務等	1
市民部		集約業務	1	
保健福祉センター		集約業務	1	

早良区役所	総務部	企画課	多文化共生推進	1
	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
	保健福祉センター		集約業務	1
西区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
		地域支援課	離島振興	2
	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
		西部出張所	戸籍審査事務	1
			住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
保健福祉センター		集約業務	1	

別表第 5 の 2 を削る。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6

1 特命担当の課長

所	属	特命事項	数
	子ども総合相談センター	連携支援	1
美術館		アートのまちづくり推進	1
アジア美術館		魅力向上検討	1
中央卸売市場		市場整備	1

2 主査

所	属	特命事項	数	
	人権啓発センター	人権救済支援	1	
	子ども総合相談センター	教育相談課	教育相談	5
保健所	健康危機管理部	健康危機管理課	特定給食施設	1
	感染症対策部	感染症対策課	放射線	2

	精神保健・難病対策部	精神保健・難病対策課	難病等医療連携	1
	地域衛生部	医薬務・衛生推進課	医薬務業務推進	1
		東衛生課	環境及び食品衛生	1
		博多衛生課	環境及び食品衛生	1
		中央衛生課	環境及び食品衛生	1
		南衛生課	環境及び食品衛生	1
		城南衛生課	環境及び食品衛生	1
		早良衛生課	環境及び食品衛生	1
		西衛生課	環境及び食品衛生	1
美術館			アートのまちづくり推進	2
アジア美術館	運営課	企画広報	1	
アジア美術館			魅力向上施設検討	1
			魅力向上運営検討	1
博物館	運営課	大規模改修等		1
		リニューアル事業		1
	学芸課	資料収集・活用		1
		教育普及		1
	市史編さん室	事業普及		1
市史編さん		1		
中央卸売市場	市場課	食肉市場更新	1	
中央卸売市場			市場整備	2
動物園			企画経営	1
植物園			企画経営	1
西部水処理センター			新西部高度処理	1

(単純な労務に雇用される職員就業規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員就業規則(昭和26年福岡市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

(福岡市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 福岡市職員の住居手当に関する規則(昭和45年福岡市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

(福岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第4条 福岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年福岡市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

(福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第5条 福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年福岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

(福岡市職員の給与等の支払に関する規則の一部改正)

第6条 福岡市職員の給与等の支払に関する規則(昭和32年福岡市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「人事課長」を「労務課長」に改め、同条第2項中「人事課庶務係長」を「労務課給与制度係長」に改める。

第5条、第6条、第7条第1項ただし書及び第2項、第9条から第11条まで並びに第13条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

(福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部改正)

第7条 福岡市モーターボート競走事業会計規則(平成28年福岡市規則第108号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

第1企業出納員	第2企業出納員	取扱事務
経済観光文化局ポータルレス事業部経営企画課長	会計係長	(1) 支出負担行為の確認に関すること。 (2) 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。 (3) 小切手の振出に関すること。 (4) 支払の通知に関すること。 (5) 当該課の所管に係る物品の出納及び保管に関すること。

	投票管理係長	(1) 舟券発売金の収納に関すること。 (2) 競艇事業の投票券払戻金及び投票券返還金の支払に関すること。
経済観光文化局ボートレース事業部施設運用課長	施設運用係長	(1) 当該課の所管に係る料金の収納に関すること。 (2) 当該課の所管に係る物品の出納及び保管に関すること。

別表第2 経済観光文化局ボートレース事業部開催運営課長の項中「開催運営課長」を「施設運用課長」に、「業務係長」を「施設運用係長」に改める。

(福岡市環境影響評価審査会規則の一部改正)

第8条 福岡市環境影響評価審査会規則(平成11年福岡市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境監理部環境調整課」を「環境共生部自然共生課」に改める。

(福岡市環境調整会議規則の一部改正)

第9条 福岡市環境調整会議規則(平成16年福岡市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

別表第2中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡市中小企業振興条例施行規則の一部改正)

第10条 福岡市中小企業振興条例施行規則(平成29年福岡市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第24条中「政策調整課」を「経済政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

